

更生計画の認可、または、不認可の決定があった場合には、その旨を労働組合等に通知しなければなりません。

⑦関係人集会期日の通知（会社更生法第115条3項）

関係人集会が招集される場合は、労働組合等に通知しなければなりません。

3. 民事再生法

(1) 民事再生の概要

民事再生法は、会社更生法と同様に、経営破綻の危機にある会社の再建を目的とするものですが、経営者がそのまま再建にあたることや、再生計画の作成は再生手続き開始後であること、債権者集会などの手続きの簡略化ができること、などが大きく異なります。裁判所の実質的な関与は、再生計画の許可と事業譲渡の許可程度であり、会社更生法と比べ後見的役割は限定的です。弁護士の監督委員を選び、その監視のもとで経営者が営業を続けながら、再生計画案を作るケースが多くなっています。再生計画案は、債権総額と債権者数のそれぞれ1/2以上の賛成で、裁判所の認可条件を満たすことができます⁹⁷。

法の趣旨は、会社再建であり、清算を目的とすることは問題がありますが、債権者の半数が営業の全部廃止（譲渡）による会社清算に同意すれば、清算型（あるいは、労働者を切り捨てて事業のみ再生させること）として利用することも可能です。

民事再生法の適用申立は、債務者か債権者のどちらからでも、経営破綻の恐れがあるという要件のみで行えます⁹⁸。会社更生法ほど細かな審査はされず、通例では申立翌日には保全命令を出し、再生手続き開始の決定が出されます。再生手続き開始後も、それまでの経営者が引き続き残る場合が多く、経営を続けながら再生計画を作成し、債権者の過半数の同意と裁判所の認可があれば、その再生計画にしたがって債務を返済し、会社再建することになります。

用語解説【再生手続き開始前後の賃金および退職金の取り扱い】

再生手続き開始前に発生した賃金・退職金等の労働債権については、労働債権の全額について一般の先取特権が認められるので、一般優先債権となります（民事再生法122条1項）。一般優先債権は、再生手続きによらないで随時弁済されます（同条2項）ので、債権届出の必要なく、直接使用者に請求できます。

再生手続き開始後に生じた労働債権は共益債権として取り扱われます（民事再生法119条2項）。再生手続き開始後、労働者が退職したときの退職金については、自己都合退職の場合は再生手続き開始前のものと同様に一般優先債権となり（手続き開始後の労働の対価に相当する部分は共益債権）、会社都合退職の場合は全額共益債権とすべきことを主張しましょう。共益債権も、再生手続きによらないで、随時弁済されますので（同法121条1項）、債権届出の必要なく、直接使用者に請求できます。

⁹⁷ 民事再生法第172条の3

⁹⁸ 民事再生法第21条

(2) 労働組合の取り組み

<会社などの手続き>

<労働組合の取り組み>

○経営危機に関する法的措置の選択	○裁判所への上申書提出 ・組合方針や意見を具申 ○保全措置まで独自に財産を保全 ○再建計画案作成に必要な経営・財産等書類の調査・確保
○会社または債権者による裁判所への民事再生手続きの申立て	○裁判所への上申書提出 ・組合方針や意見、保全管理人の必要性、監督委員の早期選任などを具申 ○裁判所の保全命令まで独自に保全
○裁判所による債権取立て禁止など ○保全管理人の選出（任意） ○監督委員選出（任意）	○経営者の財産処分などに対し監督委員に否認権行使を求める
○裁判所による再生手続開始の決定 ○管財人の選出（任意） ○監督委員選出（有が多い） ○事業譲渡を行う場合の手続き（裁判所の承認、労働組合と債権者からの意見聴取が必要）	○債務者（管財人）への交渉申し入れ ・労働協約の効力確認と完全履行 ・労働債権の確認書 ・再生計画案作成への組合の関与 ・重大事項の事前協議 ・事業譲渡に関する協議
○債務者による簡易再生手続（再生債権の調査・確定の省略）、同意再生手続（債権者集会の省略）の選択 ※簡易は債権額の3/5以上、同意は全員の同意が必要	○簡易手続、同意手続に問題がある場合、債権者の協力で阻止
○債権者による再生債権届けと債務者の認否に基づき裁判所が再生債権者表を作成 異議申立て・審査の上債権の確定	○労働債権は届け出る必要なし
○債務者による再生計画案の作成 ○事業譲渡を行う場合の手続き（上記同様）	○異議ある場合、裁判所に上申書提出
○債権者集会（もしくは債権者委員会 ⁹⁹ ）の開催 ※いずれも任意 ※決議には債権者数と債権額の双方の過半数が必要 ・経過報告、財産報告 ・再生計画案の審議・決議	○債権者集会の開催を求めるとともに、集会に出席して意見を主張する ○債権者委員会に労働者の代表を選出するよう求める ・組合の意見陳述など ○関係者、地域などへの理解活動
○裁判所による再生計画の認可決定 ・労働組合等から意見聴取の上決定	○再生計画案について意見陳述
○再生計画の遂行 ・債務者が自ら遂行	○問題があれば、監督委員か裁判所に訴える

※簡易手続の場合は、網掛け部分のみ

⁹⁹ 債権者委員会についてp.52

取り組みにあたっては、以下のチェックリストをもとに組織点検を行うとともに、必要な対策を行いましょ。加えて、不当労働行為への対応、ユニオン・ショップ協定の取り扱い、労使協定の取り扱いについても留意しましょ。以下ページのチェックリストも参照ください。

企業組織再編・倒産・再建時に留意すべき点 (p. 7)

<input checked="" type="checkbox"/> チェックリスト
会社または債権者による裁判所への民事再生手続の申立て～再生手続開始の決定
<input type="checkbox"/> 使用者に労働協約や労使慣行の遵守や、雇用・労働条件にかかわる事項はすべて団体交渉の場で行うことを確認したか
<input type="checkbox"/> 清算型再生計画への移行がなされないよう、十分に注意できているか
<input type="checkbox"/> 民事再生手続の過程で必要な手続関与に対応できているか
<input type="checkbox"/> 再生手続開始決定前の意見聴取
再生手続開始の決定～再生計画の認可決定
<input type="checkbox"/> 事業譲渡への同意権などの協定化や再生計画への関与などを確立できているか
<input type="checkbox"/> 民事再生手続の過程で必要な手続関与に対応できているか
<input type="checkbox"/> 事業譲渡の許可に関する意見聴取
<input type="checkbox"/> 財産状況報告集会での意見聴取
<input type="checkbox"/> 再生計画案に対する意見聴取
<input type="checkbox"/> 再生計画案の認可の可否についての意見聴取
<input type="checkbox"/> 監督委員の解任の申立
<input type="checkbox"/> 債権者集会期日の労働組合への通知

1) 監督委員等との関係の構築

まず、労働組合は、経営者に対し、労働協約や労使慣行をこれまで通り遵守し、雇用や労働条件に関することは、すべて団体交渉の場で行うべきことを確認しましょ。なお、会社更生法と同様に、引き続き経営責任を持つ者は、労働協約の解除権を持ちません¹⁰⁰し、団交応諾義務を負います。また、会社更生法における管理人や管財人と同様に、民事再生申立代理人（弁護士）や監督委員と良好な関係をつくっておくことも大切です。

経営危機に陥った要因を十分に分析したうえで、労働者に一方的な犠牲をしいることのないよう適切な再生計画をつくり、労使で力を合わせ再建に取り組むことが対応の基本的な柱となります。再生計画の認可後は、監督委員等と緊密に連携しながら再生計画の履行確保がはかられるよう取り組みましょ。また、民事再生法の特徴を

¹⁰⁰ 労働協約は契約解除権の対象から除外されていますので（民事再生法第49条第3項）、民事再生手続に入ったからという理由で労働協約が解約されることはありません。ただし、有効期間の定めのない労働協約については、90日前の予告で解約されることがあります（労働組合法第15条第3項、第4項）。有効期間を定め、自動更新条項も入れておくなどの対応が必要です。

踏まえ、不測の事態に対応できる体制をとっておくことも重要です。前述の労働債権確保¹⁰¹の取り組みを行うとともに、清算型再生計画への移行に十分警戒する必要があります。

清算型再生計画は、「事業の一部を譲渡し、残った事業を廃止し、事業譲渡代金で債権者に配当を行う」などのかたちで再建計画を決定・実行することです。民事再生法の悪用であり法の精神に反するといえますが、実際に事業譲渡の部分を含め、全員解雇という事例も発生していますので、十分に気を付けましょう。

労働組合は、従業員の協力なくしては再建が困難であることを主張し、再生計画への関与や事業譲渡への同意権の確立などの協定化などを確立しておきましょう。それでも、経営者が主要な債権者などと秘密裏に清算型の再生計画案づくりをすることも想定されますので、経営者の動きには十分注意をしておく必要があります。場合によっては、会社再建の方針を転換し、労働債権の確保¹⁰²を最優先する必要があります。

(参考様式)

・民事再生法による会社再建のための確認書 (p. 84)

2) 民事再生手続きにおける関与

再建型の手続期間中の過程では、保全管財人やスポンサーおよび裁判所から過半数労働組合または過半数代表者に対して、後述の関与を求められます。

①再生手続開始決定前の意見聴取 (民事再生法第24条の2)

裁判所は、再生手続開始の申立てについての決定をする前に、労働組合等の意見を聴かなければなりません。ただし、申立てを棄却すべきこと、または、手続開始の決定をすべきことが明らかな場合は除きます。

②事業譲渡の許可に関する意見聴取 (民事再生法第42条3項)

裁判所は、事業譲渡の許可をしようとする場合、労働組合等の意見を聴かなければなりません。

③財産状況報告集会での意見聴取 (民事再生法第126条3項)

財産状況報告集会において、労働組合等は、管財人の選任ならびに再生債務者の業務および財産の管理に関する事項につき、意見を述べることができます。

④再生計画案に対する意見聴取 (民事再生法第168条)

裁判所は、再生計画案について、労働組合等の意見を聴かなければなりません。裁判所の許可を得て、再生計画案を修正した場合も同様です。

⑤再生計画案の認可の可否についての意見聴取 (民事再生法第174条3項)

労働組合等は、再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることも

¹⁰¹ 労働債権についてp. 43

¹⁰² 労働債権についてp. 43

できます。

⑥監督委員の解任の申立（民事再生法第57条2項）

監督委員が、再生債務者等の業務および財産の監督を適切に行っていないとき、監督委員の解任について裁判所に申し立てることができます。

⑦債権者集会期日の労働組合への通知（民事再生法第115条3項）

債権者集会の期日は、労働組合等に通知しなければなりません。